

議案第60号～第75号

令和6年8月27日

令和6年9月定例議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 60 号	鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について……………	1
議案第 61 号	鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部改正について……………	5
議案第 62 号	鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について……………	9
議案第 63 号	鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について……………	17
議案第 64 号	財産の取得について……………	21
議案第 65 号	字の区域の変更について……………	23
議案第 66 号	三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について……………	27
議案第 67 号	市道の認定について……………	31
議案第 68 号	市道の廃止について……………	35
議案第 69 号	令和 5 年度鈴鹿市一般会計決算の認定について……………	39
議案第 70 号	令和 5 年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算の認定について……………	41
議案第 71 号	令和 5 年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算の認定について……………	43
議案第 72 号	令和 5 年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算の認定について……………	45
議案第 73 号	令和 5 年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算の認定について……………	47
議案第 74 号	令和 5 年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について…	49
議案第 75 号	令和 5 年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について・	51

議案第60号

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

鈴鹿市立合川小学校、鈴鹿市立天名小学校及び鈴鹿市立郡山小学校を廃止し、新たな小学校を設置するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年鈴鹿市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第2条 小学校及び中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2条 小学校及び中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
小学 校	略	略	小学 校	略	略
	鈴鹿市立神 戸小学校	略		鈴鹿市立神 戸小学校	略
				<u>鈴鹿市立合 川小学校</u>	<u>鈴鹿市三宅町3694番 地の2</u>
				<u>鈴鹿市立天 名小学校</u>	<u>鈴鹿市御薊町2500番 地</u>
	略	略		略	略
	<u>(仮称) 鈴 鹿市立新た な小学校</u>	鈴鹿市郡山町710番 地の6		<u>鈴鹿市立郡 山小学校</u>	鈴鹿市郡山町710番 地の6
略	略		略	略	
略	略	略	略	略	略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第61号

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部改正について
鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

福祉医療費の助成対象とする子どもの年齢の上限を18歳に引き上げるほか、入院時の食事療養に係る標準負担額の助成を廃止するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例（平成13年鈴鹿市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略
2～4 略	2～4 略
5 この条例において「子ども」とは、 <u>18歳</u> に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、第1項及び前項に掲げる者を除く。	5 この条例において「子ども」とは、 <u>15歳</u> に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、第1項及び前項に掲げる者を除く。
6 略	6 略
7 この条例において「医療に関する給付」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。	7 この条例において「医療に関する給付」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
(1) 負傷又は疾病に対する医療保険各法による療養及び医療の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費並びに高額療養費の支給	(1) 負傷又は疾病に対する医療保険各法による療養及び医療の給付、 <u>入院時食事療養費</u> 、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費並びに高額療養費の支給
(2) 略	(2) 略
8～10 略	8～10 略

(対象医療費)

第4条 市長は、対象者の負傷又は疾病について医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（一部負担金の納付が定められている場合は、当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額（以下「対象医療費」という。）に相当する額を福祉医療費として助成する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

(1)～(3) 略

2 略

(対象医療費)

第4条 市長は、対象者の負傷又は疾病について医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（一部負担金の納付が定められている場合は、当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額及び入院時の食事療養に係る標準負担額（以下「標準負担額」という。）の合算額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額（以下「対象医療費」という。）に相当する額を福祉医療費として助成する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

(1)～(3) 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、対象医療費のうち標準負担額については、当該標準負担額が医療保険各法の規定により減額されている場合に限り助成する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前までの診療に係る医療費については、なお従前の例による。

鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため鈴鹿市災害弔慰金等支給審査会を設置するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年鈴鹿市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）</u></p> <p><u>第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）</u></p> <p><u>第5章 鈴鹿市災害弔慰金等支給審査会（第16条—第21条）</u></p> <p><u>第6章 委任（第22条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づ</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）<u>第3条、第8条及び第10条の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害に</u></p>

き、災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

第2条 削除

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）による被害を受けた当時市内に住所を有した者（以下この章及び次章において単に「市民」という。）が当該災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害があるとき

より精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給及び被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時市内に住所を有した者であつて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき住民基本台帳に記録されていた者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により市民が死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以

は、当該市民（以下「障害者」という。）
に対し、災害障害見舞金の支給を行うもの
とする。

（災害援護資金の貸付け）

第12条 市長は、令第3条に規定する災害（
以下この章において単に「災害」とい
う。）により法第10条第1項各号に掲げる
被害を受けた世帯の世帯主（当該被害を受
けた当時市内に住所を有した者に限る。以
下この章において同じ。）に対し、その生
活の立て直しに資するため、災害援護資金
の貸付けを行うものとする。

2 略

第5章 鈴鹿市災害弔慰金等支給審査 会

（設置）

第16条 法第18条の規定に基づき、災害弔慰
金及び災害障害見舞金の支給に関する事項
を調査審議するため、鈴鹿市災害弔慰金等
支給審査会（以下「審査会」という。）を
置く。

（所掌事務）

第17条 審査会は、市長の諮問に応じ、次に
掲げる事項について調査審議する。

（1）災害弔慰金及び災害障害見舞金の支
給に係る事実と災害との因果関係に関す
る事項

（2）前号に掲げるもののほか、災害弔慰
金及び災害障害見舞金の支給に関し必要
な事項

下「障害者」という。）に対し、災害障害
見舞金の支給を行うものとする。

（災害援護資金の貸付け）

第12条 市長は、法第10条第1項に規定する
災害により被害を受けた世帯の市民である
世帯主に対し、その生活の立て直しに資す
るため、災害援護資金の貸付けを行うもの
とする。

2 略

(組織)

第18条 審査会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期等)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第20条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によりこれを定め、その任期は委員の任期とする。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

<p><u>ところによる。</u></p> <p>4 <u>会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</u></p> <p>5 <u>審査会の会議は、非公開とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 略</p> <p>第22条 略</p>	<p style="text-align: center;">第5章 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(規則への委任)</u></p> <p>第16条 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第18条第2項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
非常勤職員の 区分	報酬の額	非常勤職員の 区分	報酬の額
(1)～(23) 略	略	(1)～(23) 略	略
(24) 略	略	(24) 略	略
(25) <u>鈴鹿市 災害弔慰金</u>	<u>日額23,600円</u>		

<u>等支給審査</u> <u>会委員</u>			
<u>(26) ~ (31)</u> 略	略	<u>(25) ~ (30)</u> 略	略

鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証の返還に関する規定を削除するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鈴鹿市国民健康保険条例（平成29年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第47条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	(罰則) 第47条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財産の取得について
次のとおり財産を取得する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

- 1 財産の内容 救急自動車
- 2 取得価格 23,408,000円
- 3 取得の相手方 鈴鹿市神戸本多町762番地
三重トヨタ自動車株式会社 鈴鹿店
店長 朝日 昭
- 4 取得の目的 中央消防署に配備している救急自動車を更新し、救急体制の強化及び充実を図るため。

提案理由

救急自動車を取得するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この議案を提出する。

字の区域の変更について
次のとおり字の区域を変更する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

字の区域の変更調書
(別 紙)

提案理由

伊船町地内の開発行為の施行に伴い、字の区域を変更するについて、地方自治法第260条第1項の規定により、この議案を提出する。

字の区域の変更調書

鈴鹿市伊船町字北上ノ割に編入する区域

鈴鹿市伊船町字中上ノ割 2309の1、2311の1、2312の1、2312の6、2312の7、2313の1、2313の4、2314の17、字北下ノ割 2095、2096、2097、2098、2099、2100、2101の1、2101の3、2102の3、2113の1、2113の5、2114の1、2115の1、2116、2117、2118、2119、2120の1、2120の2、2121の1、2121の6、2122の3、2124の1、2124の3、2168の5、2168の6、2168の12、2168の17、2168の18、2169の3、2169の6、2171の6、2172の1、2173の1、2173の2、2174、2175、2176、2192の3、2192の4、2192の5、2192の27及びこれらの区域に介在する道路である公有地の一部

議案第66号

三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合規約を次のように変更するについて、関係地方公共団体と協議する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

（別紙）

提案理由

三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関し関係地方公共団体と協議するについて、地方自治法第291条の11の規定により、この議案を提出する。

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

三重県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年三重県指令政策第17—868号）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前										
別表第1（第4条関係） <table border="1" data-bbox="233 804 758 1196"><thead><tr><th data-bbox="233 804 758 873">項目</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="233 873 758 938">略</td></tr><tr><td data-bbox="233 938 758 1003"><u>資格確認書等の引渡し</u></td></tr><tr><td data-bbox="233 1003 758 1131"><u>資格確認書等の返還の受付</u></td></tr><tr><td data-bbox="233 1131 758 1196">略</td></tr></tbody></table>	項目	略	<u>資格確認書等の引渡し</u>	<u>資格確認書等の返還の受付</u>	略	別表第1（第4条関係） <table border="1" data-bbox="865 804 1390 1196"><thead><tr><th data-bbox="865 804 1390 873">項目</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="865 873 1390 938">略</td></tr><tr><td data-bbox="865 938 1390 1003">被保険者証及び資格証明書の引渡し</td></tr><tr><td data-bbox="865 1003 1390 1131">被保険者証及び資格証明書の返還の受付</td></tr><tr><td data-bbox="865 1131 1390 1196">略</td></tr></tbody></table>	項目	略	被保険者証及び資格証明書の引渡し	被保険者証及び資格証明書の返還の受付	略
項目											
略											
<u>資格確認書等の引渡し</u>											
<u>資格確認書等の返還の受付</u>											
略											
項目											
略											
被保険者証及び資格証明書の引渡し											
被保険者証及び資格証明書の返還の受付											
略											

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

市道の認定について
次の路線を市道に認定する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

市道認定路線調書
(別 紙)

提案理由

市道路線として認定するについて、道路法第8条第2項の規定により、この議案を提出する。

市道認定路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
063861	東旭が丘六丁目 861 号線	東旭が丘六丁目	東旭が丘六丁目	57.1
		東旭が丘六丁目		6.0～9.5
073513	野町南一丁目 513 号線	野町南一丁目	野町南一丁目	136.4
		野町南一丁目		6.0～10.0
073514	稲生一丁目 514 号線	稲生一丁目	稲生一丁目	71.4
		稲生一丁目		3.4～4.8
093431	十宮四丁目歩道 431 号線	十宮四丁目	十宮四丁目	45.0
		十宮四丁目		1.5
093432	十宮四丁目 432 号線	十宮四丁目	十宮四丁目	94.5
		十宮四丁目		4.0～12.1
093433	十宮四丁目 433 号線	十宮四丁目	十宮四丁目	118.5
		十宮四丁目		6.0～13.1
093434	十宮四丁目 434 号線	十宮四丁目	十宮四丁目	209.5
		十宮四丁目		6.0～13.1
093435	十宮四丁目 435 号線	十宮四丁目	十宮四丁目	87.0
		十宮四丁目		6.0～13.1
093436	十宮四丁目 436 号線	十宮四丁目	十宮四丁目	94.0
		十宮四丁目		6.0～13.1
123891	矢橋一丁目 891 号線	矢橋一丁目	矢橋一丁目	18.6
		矢橋一丁目		5.0～10.3
143140	神戸三丁目 140 号線	神戸三丁目	神戸三丁目	35.0
		神戸三丁目		5.5

市道の廃止について
次の路線を廃止する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

市道廃止路線調書
(別 紙)

提案理由

市道路線を廃止するについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、この議案を提出する。

市道廃止路線調書

路線番号	路線名	起点	主要な経過地	延長 (m)
		終点		幅員 (m)
073316	稲生一丁目 316 号線	稲生町字松の下	稲生一丁目	111.9
		稲生一丁目		3.4~9.2

令和5年度鈴鹿市一般会計決算の認定について
令和5年度鈴鹿市一般会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和5年度鈴鹿市一般会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第70号

令和5年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和5年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和5年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第71号

令和5年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算の認定について
令和5年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和5年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第72号

令和5年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算の認定について
令和5年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和5年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第73号

令和5年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

令和5年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和5年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第74号

令和5年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和5年度鈴鹿市水道事業会計剰余金を令和5年度鈴鹿市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、同会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

（決算書及び決算審査意見書 別冊）

提案理由

令和5年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分について地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決が必要であり、同会計決算について同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第75号

令和5年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和5年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金を令和5年度鈴鹿市下水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、同会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年8月27日提出

鈴鹿市長 末松 則子

（決算書及び決算審査意見書 別冊）

提案理由

令和5年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分について地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決が必要であり、同会計決算について同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。